

第8-5表 困難な状況にある若者に対する施策

Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges

日本	<p>若年者の再チャレンジ支援策[1]:フリーター常用雇用化プラン等の推進(常用雇用化35万人目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営主体…国, 各都道府県 ・ 対象者…若年フリーター・無業者等 ・ 具体的内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 年長フリーターに対する常用就職支援策等の実施(模擬面接、就職セミナーなどによる年長フリーターの常用就職支援および年長フリーター自立能力開発システムの実施) (2) 若者の職業能力開発機会の充実(「実践型人材養成システム」や「実務・教育連結型人材育成システム」等の拡充、雇用関係による有期実習型訓練の創設・支援など) (3) 住居のない不安定就労者に対する就職支援の実施(ネットカフェ等に寝泊りする不安定就労者に対する職業相談・職業紹介、技能講習、住居確保の相談等の実施) (4) 若者の応募機会の拡大等に係る企業への周知・広報、相談機能の強化 <p>若年者の再チャレンジ支援策[2]:地域において支援を必要とする若者等のチャレンジ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営主体…国, 各都道府県 ・ 対象者…フリーター・ニートをはじめとする若者 ・ 具体的内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域若者サポートステーションの発展・強化(訪問支援モデル事業の実施など) (2) 若者自立塾事業の実施(合宿形式の集団生活を通じた生活訓練、労働体験により、若者に働く自信と意欲を与える) (3) 若者向けキャリアコンサルティングの普及促進
アメリカ	<p>ジョブ・コア(Job Corps; 宿泊型若年者集団教育訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月…1964年 ・ 管理運営主体 <ul style="list-style-type: none"> 連邦労働省のジョブ・コアの本部(National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部(region office)及び全米122か所のジョブ・コアセンター ・ 対象者及び適用要件…16～24歳までの経済的に不利な立場にある青少年 ・ 具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 参加者は、原則として寮に宿泊し、社会生活を営む上での基本的なしつけから、読み書き、算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。 参加費は基本的に無料。さらに、毎月小遣いが支給される。 参加期間は、原則として最長2年間。 研修中に高校卒業あるいはGED(高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書)の資格を取得可能。 <p>WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月…1998年 ・ 管理運営主体…連邦労働省が資金提供し、各州政府が実施 ・ 対象者及び適用要件…14～21歳の就職困難者 ・ 具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop Career Center)と提携した地方公共団体で実施される、14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム

イギリス	<p>若年向けニューディール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月…1998年4月に全国導入 ・ 管理運営主体…ジョブセンタープラス ・ 対象者及び適用要件 <ul style="list-style-type: none"> 18～24歳の若年者で、6か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給しているすべての者 ・ 具体的内容…参加者にはパーソナル・アドバイザーが付けられる。参加を拒否した者は、求職者給付の受給資格を失う。プログラムは次の順に進められる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ゲートウェイ…就職相談と集中的な求職支援サービス(最長4か月) <ul style="list-style-type: none"> さらに、ゲートウェイの期間中に仕事を見つけれなかった者について、これらの者を雇い入れる事業主への助成金支給や、地方公共団体・ボランティア部門での短期就労などといった形の雇用を提供している。 (2) オプション…ゲートウェイ期間中に仕事を見つけれなかった者が、a.地方公共団体等での就労、b.公的環境保護事業での就労、c.フルタイムの教育や訓練の受講、d.自営業開始準備、のいずれかのプログラムに強制参加。 (3) フォロースルー…(1)及び(2)の段階で就職できなかった者が参加。助言等の就職活動支援を受けすることができる(26週間)。 <p>コネクションズ・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月…2001年4月 ・ 管理運営主体 <ul style="list-style-type: none"> 教育技能省などの省庁、学校や企業やNPO法人など、様々な機関の連携により運営 ・ 対象者及び適用要件…13～19歳までのイングランド在住の全ての若者 ・ 具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> パーソナル・アドバイザーが、学校において情報提供・ガイダンスを行うほか、義務教育終了後も若者に接触し、支援を行う。早期からの総合的サポートシステムであり、教育、職業選択、差別、健康問題、住宅、ドラッグやアルコール、家族関係等若者のあらゆる問題に対して支援を行う。この他、電話、電子メール等により若者からの相談を受け付けるコネクションズ・ダイレクト等が行われている。
ドイツ	<p>職業準備年(BVJ)</p> <p>個人的・家庭の経済的・社会的理由によって義務教育を辞めた、又は授業についていけない者で、職業訓練を受ける(職業養成訓練生になる)機会を得られない者を対象にした制度である。フルタイムの職業教育を行う。生徒は、BVJを行うことで職業学校における就学義務を果たしたものと認められ、またハウプトシューレ(中等教育としての職業訓練学校)の卒業単位にも充当できる。</p> <p>職業基礎学習年(BGJ)</p> <p>職業学校におけるプログラム。a. 1年間のフルタイムの授業、あるいはb. 1年間のパートタイムの授業(同時にパートタイムでの事業所における職業訓練)である。対象となるのは、主にハウプトシューレの修了を予定している若年者(職業教育義務がある)で、職業養成訓練生としての雇用の場を見つけれなかった者。その者が職業養成訓練生になった場合に事業主の許で行ったであろう職業養成訓練を、国が提供する。</p> <p>職業相談・紹介サービス向上の取組み</p> <p>25歳未満の若年者に、a. 職を与える(紹介する)、b. 職業養成訓練の機会を与える、c. 就労等の機会を与えるべく、公共職業紹介機関において、(若年)求職者一人一人にオーダーメイドの指導・助言を与えることを重視する観点から、ケースマネジャー式の職業指導の体制整備の導入が図られている。また試験的に2014年末まで新就職随伴モデルとして、各学校に就職を控えた生徒の指導カウンセラーを配置する。</p>

第8-5表 困難な状況にある若者に対する施策（続き）

Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges (cont.)

ドイツ	<p>労働機会提供(1ユーロジョブ)</p> <p>各種給付を受領しつつ、就職しない者を早期に労働市場に参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少ながら手当を与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお、失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。</p> <p>職業訓練ボーナス制度</p> <p>2年以上求職活動を続けても仲介困難な若者に追加的に職業訓練の職場を提供する事業主に支払われる助成金制度。支払額は、4000・5000/6000ユーロで、仮採用期間の終了時と修了試験受験資格獲得の2回に分けて半額ずつ支給される。</p>
フランス	<p>雇用同伴契約(contrat d'accompagnement dans l'emploi CAE)</p> <p>※雇用支援(諸)契約(Les contrats d'aide à l'emploi)とは異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2005年5月1日 ・管理運営主体…公共職業安定所(ANPE) ・対象者及び適用要件…長期的な失業で就職が困難な者 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門(地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体)で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には、職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。 <p>熟練契約(Contrat de professionnalisation)</p> <p>(上記参照)</p> <p>社会生活参入契約(CIVIS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2005年4月 ・管理運営主体…国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳で低水準の資格・学業修了証(「バカロレア+2年、すなわち一般教養課程修了」の学位以下のもの)しか持たない若年者 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 対象となる若年者と国の間で契約を交わし、就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し、個人指導も含めた就業支援を行う。 <p>TRACEプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2003年12月に廃止(厳密には、新規の適用が終了)
資料出所	厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」、厚生労働省ホームページにより労働政策研究・研修機構作成